

令和3年度介護報酬改定における経過措置事項の概要

1 業務継続計画の策定等

感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して介護保険サービスの提供を受けられるよう、当該サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければなりません。

<参考>

厚生労働省のホームページに、業務継続計画に関する「ガイドライン」、「業務継続計画のひな型」、「研修動画」等が掲載されています。こちらを参考に作成してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

2 衛生管理等（感染症等の予防及びまん延の防止）

感染症等の予防及びまん延の防止に資するため、次の措置を講じなければなりません。

(1) 施設サービス事業所は、従前の基準において実施することとされていた

ア「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催」

イ「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備」

ウ「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修の実施」

に加え、

エ「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための訓練（シミュレーション）の実施」

(2) 施設サービス以外のサービス事業所は、

ア「感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催」

イ「感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備」

ウ「感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練（シミュレーション）の実施」

3 虐待の防止

虐待の発生又は再発を防止するため、次の措置を講じなければなりません。

(1) 運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加すること。

(2) ア「虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催」

イ「虐待の防止のための指針の整備」

ウ「虐待の防止のための研修の実施」

エ「虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置くこと」

4 認知症介護基礎研修の受講

介護保険サービス事業所は、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格（※）を有さない者について「認知症介護基礎研修」を受講させるために必要な措置を講じなければなりません。

(※) 看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あんまマッサージ師、はり師、きゅう師等

5 栄養管理（施設サービス事業所のみ）

栄養マネジメント加算を廃止し、栄養ケア・マネジメントを基本サービスとして行うこととなったため、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければなりません。手順としては次のとおり。

(1) 施設入所時に栄養状態を把握し、多職種（医師、管理栄養士、歯科医師、看護師、介護支援専門員等）が共同して、入所者ごとの栄養ケア計画を作成すること。なお、当該計画は施設サービス計画との整合を図ること。

(2) 栄養ケア計画に従い、管理栄養士が栄養管理を行うとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録すること。

(3) 栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて計画を見直すこと。

(4) 実務については、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」第4に示しているので、参考とすること。

「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」は、<https://www.mhlw.go.jp/content/000763199.pdf>を確認ください。

6 口腔衛生の管理（施設サービス事業所のみ）

口腔衛生管理体制加算を廃止し、口腔衛生の管理を基本サービスとして行うこととなったため、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければなりません。手順としては次のとおり。

(1) 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行うこと。

(2) (1)の技術的助言及び指導に基づき、以下の事項を記載した口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて、定期的に見直しを行うこと。

- ア 助言を行った歯科医師
- イ 歯科医師からの助言の要点
- ウ 具体的方策
- エ 当該施設における実施目標
- オ 留意事項・特記事項

なお、医療保険において歯科訪問診療料が算定された日に、介護職員に対する口腔清掃等に係る技術的助言及び指導又は(2)の計画に関する技術的助言及び指導を行うにあたっては、歯科訪

問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に行うこと。

<参考>

「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」第7

「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」は、<https://www.mhlw.go.jp/content/000763199.pdf>を確認ください。